

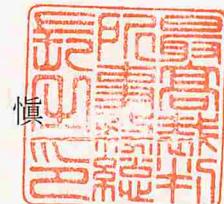
最高裁秘書第489号

令和2年2月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京高裁が平成30年3月15日付で岡口基一裁判官を厳重注意処分とした際に作成した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年7月3日付け（同月4日受付）

2 答申番号

令和元年度（情）答申第24号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）